

## SEK本社との団交開催！

2019年6月4日、地本は、13:00より東京八重洲貸会議室ビルにおいて、新幹線エンジニアリング株式会社（以下SEKという）との団体交渉を開催しました。

団交委員は、SEK大阪支社に出向されている星原組合員（台検）、高岡組合員（仕業）、康乗地本特別執行委員（交検）、地本から下茂業務部長、渡邊組織担当部長。SEK本社からは、水上品質成形技術部長、栗原営業部長、伊藤総務課長、竹本企画部課長代理でした。

## SEK大阪支社における本人の同意なき一方的な休日出勤指定に対し、改善を要求する！！

### 「発」第8号大阪支社台検車両所職場における「一方的休日出勤」の中止を求める申し入れ（2019年4月10日申入）

1. 「本人の同意なき一方的な休日出勤指定」を直ちに中止すること。

【回答】2019年4月の台検稼働日に合わせて会社が勤務指定したものであり中止する考えはない。

2. 4月19日（金）までに団体交渉開催日を回答すること。

3. 4月末までに団体交渉を開催すること。

以上

#### 【主な議論】

### 一方的な特休買上げは、金谷現場長独断の判断だったのか！？

組合：台検稼働日に合わせて勤務を指定したとのことだが、勤務指定はいつ行ったのか。

SE：前月（3月）25日である。

組合：前月の10日に勤務予定をするのか。

SE：計画予定はそうである。

組合：その時点で27日の勤務は何であったのか。

SE：稼働日である。

組合：当然稼働日なら、社員は年休を申し込んでいる。

SE：そうである。

組合：27日に年休の時季指定をした社員は何人いたのか。

SE：何名いたかは確認していない。

組合：年休の時季指定をした27日が急遽特休になった時、その社員にはいつ説明をしたのか。

SE : 25日の朝の点呼時である。  
組合 : 年休申し込みの締め切り日はいつなのか。  
SE : 締め切りは20日である。  
組合 : 3月25日に説明したことに対してどうか。申し込もうと思っても20日締切りなら申し込めないではないか。  
SE : 勤務指定は25日なので適正な時期である。  
組合 : 3月10日時点では27日は稼働日であった。特休の買い上げはどの時点で変わったのか。  
SE : 20日以降勤務指定して労働時間がオーバーすることが分かった。  
組合 : オーバーすることが分かったのは、いつなのか。  
SE : 25日の少し前としか答えられない。  
組合 : 25日の朝分かったのならいいが、25日以前に分かったのなら社員に対して説明しないとイケない。  
SE : 勤務指定するにあたってパソコン入力する過程で分かった。  
組合 : それはいつ分かったのか。  
SE : 勤務指定の前としか答えられない。  
組合 : 27日は、本体は稼働日であったがそれはいつ分かったのか。  
SE : 検査計画がたつのが前月の月初めである。  
組合 : 本体からSEKに対して、27日が稼働日である連絡は行ってないのか。  
SE : 検査計画に基づいて稼働日設定を掛ける。SEKはJRから請け負っているものでそれに勤務を合わせて行程を組んでいる。年休申し込みを受けた後に検査計画に基づいて勤務を組むので、入力作業によって多くの人数がいる。人為的に全ての確認作業をシステム入力して確定する。その入力後勤務時間が超過していることが分かった。だから、25日指定した日にお知らせした。  
組合 : 25日の勤務指定した時点で分かったのか。  
SE : そうである。  
組合 : 3月25日時点で翌月4月勤務が出れば、何日出勤であることが分かる。労働時間がオーバーしないか先に調べないとイケない。  
SE : 勤務指定をしていく中で労働時間がオーバーすることが分かった。  
組合 : 勤務指定は、稼働日か稼働日でない日か決まっている。  
SE : 台検稼働日は、検査計画表を見るが勤務指定とは別である。勤務指定は年休申し込み20日終了後勤務指定の作成をする。勤務管理システムで指定する。  
組合 : 勤務変更した理由は、SEK就業規則第47条2項のどれにあたるか。  
SE : 勤務指定を発表する段階で労働時間がオーバーしていることは法律的に問題があるので発表する前に労働時間問題をクリアにしないとイケない。クリアにするためには特休にして全社員出勤の形を取った。  
組合 : 27日は全社員特休といったが、特休になっている人はいないのか。  
SE : 確認していないので答えられない。  
組合 : 3人が特休で休んでいるが、何故休めたのか。  
SE : 詳しい理由は分からないが全体業務のバランスを見て大阪支社の判断になると思う。  
組合 : その3人は何に基づいて休めたのか。星原さんも休めたのではないか。  
SE : 調べてないので分からないが、20日前に年休を申し込んだり休みの予定を入れていたりとかの話になる。  
組合 : 元々、27日は稼働日であったから年休申し込みをしている。

SE：調べてないので分からない。

## **稼働日でない日に年休の時季指定は出来ないのに、何故年休申し込みを認めたのか！？**

組合：星原さんは特休で休みたいから、25日以降に年休申し込みをした。しかし、本来なら特休指定をしていたら、年休申し込みは出来ないはずである。職場長が申し込んでいと言ったので申し込んだ。

SE：就業規則に基づいて、業務のバランスを見て決めたことである。

組合：27日の特休を買上げしていることを把握していないことが問題である。

SE：申し入れの内容に入っていないので、調べていない。

組合：休日買上げをして欲しくないことでの申し入れである。もう一方では休日買上げをしなかった人もいるのだから、問題になるではないか。

SE：その事実を確認したいのか。そこは、就業規則に則り判断した。

組合：そこは知ってたのか。

SE：何人かいることは、聞いて知っていた。

組合：就業規則のどの部分で認められるのか。

SE：第57条に基づいてである。

組合：認められる人と認められない人の違いは、57条のどれに当たるのか。

SE：社員には労働時間外の勤務を命ずることが出来る。

組合：休んでもいいとしたのはどれに当たるのか。

SE：要員により休めると判断した。

組合：星原さんの代わりに出てもらえれば、星原さんは休むことが出来たと思うが、その違いは何か。

SE：そこは、職場の判断である。

組合：職場の判断というが、基準とかあるのか。

SE：ケースバイケースで判断している。

組合：今回の件で職場から、どの様な判断をしたのか聞いてはいないのか。

SE：勤務操配である。

組合：その日は、3人だけが勤務操配で休むことが出来たのか。

SE：3人かどうかは分からない。

組合：台検職場の各パートでは、決められた人数があると思うが、日頃満たしていない人数でやることもあるのではないか。

SE：その時の施策工程で変わってくる。施策がなければ休みを多く出せる。

組合：27日の工程はどうだったのか。休みたい人がいた場合に考慮し、努力はしていないのか。今回、金谷現場長からは一方的に駄目であると断られたが、星原さんたちはその日仕事をしたくないと言っているのではなく、買上げをするのではなく代休付与か年休のところに特休を付与して欲しいとお願いしている。

SE：そこは判断して、一律に特休を買上げした。

組合：一律にはなっていないではないか。

SE：そこは、一律と判断した。

組合：何故、一律にしないといけないのか。会社が気付くのが遅くて対応できなかったのに買上げでも代休でもいいとならないのか。

SE：台検職場は勤務が一律であり、台検の仕事を一部受注しているので限りがある。

組合：27日は仕事をするから、他の日に代休を付与するだけである。

SE：代休で休みをくださいという主張か。

組合：そうである。

SE：翌月までに代休付与することは、全然問題はない。

組合：問題がないなら、代休付与出来たのではないか。星原さんが現場長に言ったのはそのことである。当月20日の年休の日に特休を付与するか、代休付与するか頼んでいる。

SE：台検職場ではきんむをバラバラには出来ない。

組合：勤務認証の話だけである。何か施策が出てきたら、勝手に特休を入れているのではないか。

SE：星原さんが現場長に話をしたのは25日勤務指定後の話か。

組合：25日の日の話である。

SE：年休を特休に振り替えることは、会社は勝手には出来ない。27日の特休を買上げた場合には、そこから先に代休を申し込むことは出来る。27日は稼働日なので年休を申し込むことは出来ない。

組合：年休を申し込めないのに申し込んでいいと言ったのは現場長である。

SE：27日以降なら、出来る。

組合：出来るのなら、それでも良かったのに大阪の現場が出来ないと言うからこのような申し入れになった。

SE：その話は今ここで初めて聞いた。

組合：現場長からは、この話を聞いていないのか。

SE：25日に特休の勤務指定をして以降の話である。

組合：27日の特休買上げを後処理で代休付与することは出来るではないか。

SE：大阪支社から報告がなかったので知らない。今回の休日指定日は今後に於いても発生することが考えられるため、なるべく早めに勤務指定して社員の皆さんに伝えたい。また、特休日の買い上げでなく代休を含む休日を希望する社員に対しては、その方向で対応を考えたい。就業規則や法的にも問題がないので可能である。

## 「発」第9号「組合掲示板の便宜供与」に関する申し入れ（2019年4月10日申入）

1. SEK大阪支社の各職場で働く組合員に対し、組合から組合員又は組合員相互間の情報伝達のため組合掲示板を設置すること。

【回答】組合掲示板の便宜供与をする考えはない。

2. 「組合掲示板の便宜供与」は、4月末までに団体交渉を開催し回答すること。

以上

### 【主な議論】

## 片方の労働組合には認めて、東海労には認めないことは正当な労働組合活動に対する不当労働行為である！！

組合：組合掲示板を便宜供与しない理由は何か。

SE：JRとの出向協定に基づいて、東海の出向社員を受け入れている。業務上必要な条項のみ懲憑しているため、出向社員の所属組合を把握していない状況である。従って、他会社からの組合からの便宜供与は現時点で行う考えはない。

組合：SEKは労働組合に便宜供与はしていないのか。  
SE：当社のSEKの労働組合に対して便宜供与している。  
組合：他会社の労働組合には認めないのか。  
SE：JRとの出向協定に基づいてやっている。他会社からの組合であるから、現時点ではない。  
組合：組合員に知らせる時には、ビラを職場で配布してもいいのか。  
SE：そこは回答出来ない。  
組合：他会社の組合員がSEKで働いても労働組合は存在しないのか。  
SE：弊社の組合ではない。  
組合：SEK労組以外の組合は認めないのか。  
SE：当社の組合活動については、申し入れにないので答えない。  
組合：東海労の組合員がSEKで働いている中で、組合活動は認めないのか。  
SE：今回の申し入れにないので答えない。  
組合：片方の労働組合には認めて、東海労には認めないことは正当な労働組合活動に対する不当労働行為である。確認する。  
組合：他会社の労働組合に認めないのは交渉権がないからか。  
SE：協約を結んでないからである。  
組合：協約を結べば貸すのか。  
SE：結ぶ考えはない。要望については聞くことが出来るが、現時点で協約を結ぶ考えはない。  
組合：協約を結べとは言っていない。協約を結んでないから掲示板を貸さないのか。  
SE：会社としてその様な考えである。

以上